

一般社団法人全国医学部長病院長会議

理事会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議(以下「法人」という。)定款(以下「定款」という。)の第30条以下の理事会に関する事項について規定することを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第3条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選任及び解職

(理事会の議決事項)

第4条 理事会が議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な業務執行の決定
- (2) 会長及び副会長の選定
- (3) 社員総会の開催及び社員総会に付議すべき事項の決定
- (4) 理事が自己又は第三者のために行う競業取引、自己取引及び利益相反取引
- (5) 重要な財産の処分
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9) 地区部会の組織及び運営
- (10) 規程、規則等の制定、改正又は廃止、その他内部管理体制の整備
- (11) 顧問及び相談役の推薦の承認
- (12) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (13) 事業報告書及び計算書類の承認及び社員総会への提出
- (14) 定款第27条に規定する責任の免除
- (15) その他法令に定める事項及び理事会が必要と認めた事項

(理事会の招集)

第5条 理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時、場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(監事の出席)

第6条 監事は理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

附 則

この規則は、平成25年11月15日から施行する。